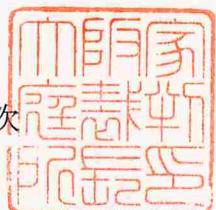


大阪家裁総第 390 号

令和 2 年 7 月 1 日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長 田 中 俊 次



司法行政文書開示通知書

3 月 29 日付け（同月 30 日受付、大阪家裁総第 235 号）で申出のありました司法行政文書の開示（大阪家裁後見センターだより第 14 回）について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

後見センターだより（第 14 回・定期報告の際の留意点・続き）（片面で 6 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 06 (6943) 5432

後見センターだより
(第14回・定期報告の際の留意点・続き)

1 はじめに

後見センターでは、平成27年4月以降、後見人等¹に、毎年1回、後見等事務報告書（以下「報告書」という。）、財産目録、預貯金通帳の写し等の自主的な提出を求める「自主報告方式」による後見等監督を行っていますが（専門職後見人等については、1年ごとの報酬付与の申立てを通じて後見等事務の報告をすることが多いと思われます。）、定期報告の監督に際して、その報告内容が収支予定と乖離している場合を特に注意を要する類型の一つと考えています。

そこで、今回は、前回に引き続き²、「定期報告の際の留意点」をテーマとし、報告内容が収支予定と大きく乖離する原因としてよく見られるものを紹介するとともに、今後の定期報告の際に留意していただきたい点を説明します。

2 収支予定との乖離の問題性

後見センターでは、後見人等の広範な裁量権に鑑み、「後見等監督の対象はあくまで解任事由の存否であり、家庭裁判所は、後見人等が就職の初めに提出した収支予定（民法861条1項）の範囲内で行われている限り、個々の支出の当否まで積極的に審理する必要はない」という基本的な考えに立ち、後見人等による定期報告について、解任事由の存否を窺わせる問題を把握するという観点からの審査・監督を行っています。

¹ 成年後見人、保佐人、補助人及び未成年後見人を総称して「後見人等」という。

² 報告書等を提出する際の留意点については、前回の本連載のほか第2回、本連載の小窓第4回、第7回及び第12回もそれぞれ参照されたい。

このような観点から、後見センターでは、裁判所が把握している年間の収支予定³に基づき、前回と今回の報告基準時における流動資産額を比較し、そこに大きな乖離が認められる場合を、特に注意を要する事案と位置づけています。なぜなら、後見人は、職務の開始時において年間の収支を予定する義務を負っており（民法861条1項），原則として予定した収支の範囲内において財産管理を行うべきものと解されるところ、①今回報告されている流動資産額と、②今回の報告基準時における想定上の流動資産額（前回報告時の流動資産額に、裁判所が把握している年間の収支予定とその期間内に特に生じた臨時収入・支出⁴を考慮して算出された流動資産額）との間に大きな乖離がある場合、不適切な財産管理が疑われるといえるからです。

なお、今回報告されている流動資産額が今回の報告基準時における想定上の流動資産額を上回る場合も、把握あるいは報告されるべき収入が把握あるいは報告されていない、施設費等のるべき支出の支払がされていないなどの形で、不適切な財産管理がされていることを疑うべき端緒といえます。

3 収支予定との乖離の原因

(1) 定期収支の変動、臨時収支の報告漏れ等

これらの正確な報告の必要性については、前回の本連載において詳しく説明したとおりです。固定資産税などは定期収支と臨時収支とで二重計上していることもあるので、二重計上についてもご注意ください。

(2) 収支予定に変動の大きな費目がある場合

³ 後見人等が就職の初めに予定した収支に、その後の定期収支の変動を加味した最新の収支を意味する。

⁴ 臨時の収入・支出については、現在、原則として、1回につき10万円以上のものについて報告及び裏付資料の提出を求めている。

例えば、収益不動産については、その入居状況によって家賃収入の金額が頻繁に大きく変動しますし、修繕費や敷金返還によって多額の支出が必要となることもあります。また、株式配当などは、毎回の配当額が一定ではなく、大きく変動していることもあります。

このような事案では、多くの場合に収支予定との大きな乖離が認められますが、対象期間内の収支実績に基づいて詳細な審査を行った結果、特に不適切な財産管理が認められないケースも見受けられます。他方で、このような事案では、裏付資料も多数存在することから、対象期間内の収支実績の確認等に相当な作業が必要となり、報酬付与の審査をするのに時間要することも少なくありません。

それゆえ、収支予定に変動の大きな費目がある場合、報告書等の提出に際し、今回報告されている流動資産額と今回の報告基準時における想定上の流動資産額との間に乖離がないかを確認いただいた上、乖離が生じている場合には、家賃収入や配当収入を収支予定から除外し、これらについては年間の収支実績を臨時収入あるいは臨時支出として報告することもご検討いただければと思います。また、件数としては必ずしも多くありませんが、後見センターから収支実績表の提出をお願いする場合もありますので、その際はご協力いただければと思います。

(3) 生活状況に大きな変化がある場合

例えば、本人が報告期間中に体調を崩し、長期間の入院を余儀なくされたり、入退院を繰り返したりすることがあります。長期間の入院を余儀なくされた場合、入院期間中は入所施設を退所して施設費が発生しなかったり、ヘルパーの費用が発生しなかったりと生活状況の変化に伴って収支予定の内容が大きく変化することがあります。

す。また、入退院を繰り返したような場合、1回の入院費用は10万円未満で臨時支出としての報告が必要ではないにもかかわらず、同様の入院が繰り返された結果、今回報告されている流動資産額と今回の報告基準時における想定上の流動資産額との間に乖離が生じるといったことがあります。

それゆえ、生活状況の大きな変化に伴って実際の収支に繰り返し収支予定からの変動が生じて収支の変動の適切な報告が難しい場合や、10万円を超えない臨時の収入や支出が対象期間中に度々生じたために今回報告されている流動資産額と今回の報告基準時における想定上の流動資産額との間に乖離が生じている場合には、あらかじめその理由について報告することもご検討いただければと思います。

(4) 報告対象期間が1年よりも短い場合

例えば、年金のように入金が複数月あるいは年に1回のもの、固定資産税などのように支払が複数月あるいは年に1回のものについても、収支予定としては月額換算された金額が計上される扱いです。したがって、報告対象期間が1年よりも短い場合、これらの費目につき、実際には報告対象期間に対応する全額の入金や支払がされていないにもかかわらず、計算上は月額換算された毎月の入金や支払があるものと扱われることがあり、そのような場合には、今回報告されている流動資産額と今回の報告基準時における想定上の流動資産額との間に乖離が生じることになります。

この乖離について、後見センターから後見人等に直接説明を求めるることは基本的にありませんが、収支予定に掲げられた費目についての入出金の状況（実績）の確認等に相当な作業が必要となり、報酬付与の審査に時間を要することもあります。そのような事態を避

けるためにも、報告対象期間が1年よりも短く、収支予定に対応した入金や支払がない場合には、後見等事務報告書において、その旨を記載いただければと思います。

(5) 外貨預金を有している場合

外貨預金は、その性質上為替変動の影響を受けるものですから、財産目録に①日本円による預貯金と②日本円に換算した外貨預金とをまとめてその合計額を記載した場合、実際には外貨預金に変動が生じていないにもかかわらず、今回報告されている流動資産額と今回の報告基準時における想定上の流動資産額との間に大きな乖離を生じさせることができます。

それゆえ、為替変動の影響を別途考慮しなければならない外貨預金については、迅速な審理のために日本円による預貯金と分けて記載をしていただければと思います。

4 終わりに

本連載では、後見センターが、定期報告の監督に際して特に注意を要する類型の一つと考えている、「報告内容と収支予定が大きく乖離する場合」について、その原因として比較的多く見られるものを紹介させていただきました。いずれも通常の定期報告とは異なる注意を要するものですので、今後の定期報告の際の参考にしていただければと思います。

今回は、受付係が担当します。後見人等として各種申立てをする場合のほか、成年後見・保佐・補助開始、任意後見監督人選任及び未成年後見人選任申立事件（以下「開始事件」という。）の申立人代理人となる場合にも参考にしてください。

1 開始事件の管轄について

申立書の提出先は「本人の住所地を管轄する家庭裁判所」です。当庁では、本人の住所地について、住民票上の住所ではなく、申立時点で本人が現に生活している所（施設入所中や入院中であれば、その施設や病院の所在地）で判断しています。

2 申立書の形式的不備について

（1）当庁のホームページに掲載された最新の書式を使用してください。

当庁の書式を使用しない場合は、必要事項の記載漏れがないか確認してください。また、申立手数料分の印紙は、書式に記載された所定の位置に貼ってください。

（2）申立書の中で矛盾や記載漏れがないか確認してください。

例えば、保佐・補助開始申立事件で、申立ての趣旨には同意権付与を求める記載されているものの、同意権付与申立て分の手数料印紙が貼付されていない、付与を求める同意権の具体的な内容が記載されていないといったことがあります。申立人の記名押印漏れにもご注意ください。

（3）事件情報の管理に注意してください。

申立書等に、別事件の事件番号等が書かれていたり、別事件の資料が添付されていたりといった当該事件以外の情報が含まれていないか、提出する前に確認をお願いします。また、マイナンバーが資料に表れないようにもご注意ください。